



メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
 CCI・・・Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

新型コロナ対策(資金繰り)

経営改善貸付(マル経融資)

(利下げ・実質無利子・既存借入れの借換え等、別枠の支援策が拡充)

制度名	融資限度額	用途(返済期間)	利率等
経営改善貸付 (マル経融資)	2,000万円 別枠1,000万円	運転(7年以内) 設備(10年以内)	1.21% 別枠：上記利率-0.9%(3年間)

マル経融資は、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して商工会議所会頭が推薦し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

【推薦要件】

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

【別枠の新型コロナウイルス感染症対策について】

- ・ご利用いただける方は、上記推薦要件に加えて、新型コロナウイルスの影響により最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した小規模事業者の方となります。
- ・マル経利率-0.9%(現在0.31%)は、融資後3年目まで、据置期間の延長(1年→3~4年)、既存借入れの借換えも受けられます。
- ・売上高が急減した小規模事業者に対しては、借入後3年間は実質無利子となる特別利子補給制度との併用ができます。



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。
 (東・南部地区：近藤、西部地区：真野、北部地区：柳)
 この他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

資金繰り円滑化相談会(毎月定例開催)

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。

- 新潟県信用保証協会定例相談会(原則毎月第1火曜日10:00~)
 - ・3月 2日(火) ・4月 6日(火)
- 日本政策金融公庫定例相談会(原則毎月第2火曜日10:00~)
 - ・3月 9日(火) ・4月13日(火)

<当所経営指導員(近藤・真野・柳)までご予約をお願いいたします。>

決算・消費税申告相談会

(事前に日時の予約をしてください。)

<所得税>〇日程：3月 1日(月)・ 2日(火)・ 3日(水)・ 4日(木)
 <消費税>〇日程：3月26日(金)
 〇時間：9:00~12:00/13:00~16:00
 〇会場：新津商工会議所 3F

【相談会に持参する書類等】

- ・決算書や月別総括集計表(分かるところは全て記入して下さい)(みんなの青色申告を利用の方は使用中のノート型パソコン又は当該年度のバックアップファイル)
 - ・控除証明書類
 - ・申告者の方のマイナンバーカード又は通知カードのコピーと身分証明書(運転免許証等)のコピー
 - ・扶養や配偶者控除等を受ける方のマイナンバーがわかるメモ
 - ・利用者識別番号や予定納税などが記載された「お知らせハガキ」とパスワードがわかるメモ(税理士代理送信又はIDパスワード方式によりe-taxを利用される方)
 - ・前年度の決算書及び確定申告書控え
 - ・昨年の決算申告書を当商工会議所を通じて提出した人や税理士関与の人e-Tax送信で提出した人などへは申告書・決算書は送付されません。予定納税など必要な情報を記載した「お知らせのハガキ」または「お知らせ通知」が送付されますので、その通知をご持参下さい。
- ※所得税、消費税申告相談につきましては、若干の手数料をいただきます。ご了承ください。

※税理士関与の方又は法人の方はご遠慮ください。

【新型コロナウイルス感染症対策のため、次の事項についてご協力をお願いいたします】

- ・相談会は事前に日時の予約が必要です。(予約のない方の相談は対応できませんのでご了承下さい)
- ・マスク着用をお願いします。(マスクをお持ちでない方は入場できません)
- ・会場入口で手指の消毒、体温測定をお願いします。
- ・風邪気味など体調の優れない方は来所をお控え下さい。
- ・2週間以内(相談会当日前の2週間)に感染拡大地域への往来がある方は来所をお控えください。
- ・感染症の状況により、止むを得ず相談会を中止させていただく場合があります。

《主催》新津商工会議所・新津中小企業相談所・新津青色申告会

「新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金」のご案内

新潟市では、若者の市内就労の促進と企業の人手不足の解消を目指し、奨学金の返済を抱える新規卒者の経済的負担を諸手当等により支援する企業に対し、諸手当の一部を支援します。

<申請期間> 令和2年7月1日~令和3年3月31日
 <補助額等> 上限10万円・対象期間最大7年(期間上限40万円)

<お問合せ先>

新潟市役所経済部雇用政策課(TEL:025-226-1642)

URL: <https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/shigoto/sokushin/shurousokushin/syougakukinn.html>

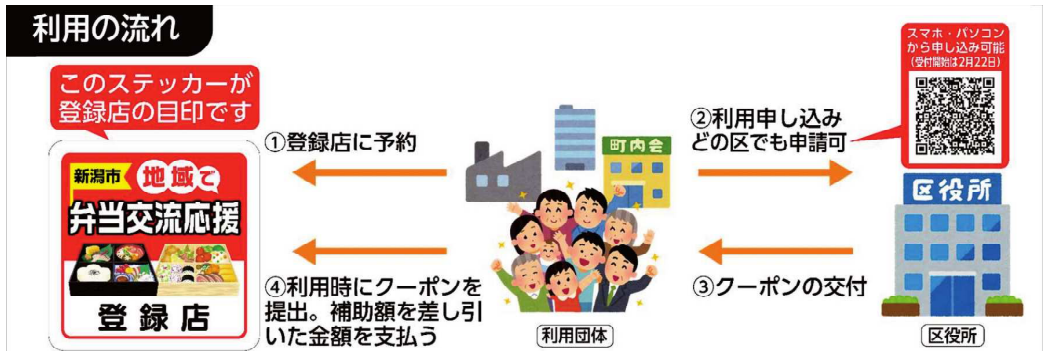


メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
 CCI・・・Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

新潟市「地域で弁当交流応援事業」のご案内

<事業期間> 令和3年3月1日(月)～令和3年6月30日(水)
 ※予算の上限に達し次第終了

- <事業内容>**
- 補助対象：団体・企業が購入する弁当代の一部(最低10個、持ち帰り又は配達に限る)
 ※宗教・政治活動を目的、反社会的団体、個人、冠婚葬祭の利用不可
 - 補助金額：1個税抜き3,000円以上の弁当に対し1/2補助 (上限2,000円/個)
 - 利用手続：①利用団体は登録店に弁当を予約する
 ②利用団体は最寄りの区役所地域課(地域総務課)へ事前申請し、
 利用クーポン券を受け取る。(※2月22日(月)から受付開始)
 ③利用クーポン券を登録店に持参し割引後の金額を支払う。



<お問い合わせ>
 登録店の申込：秋葉区役所 産業振興課 (TEL：0250-25-5689)
 飲食店利用：秋葉区役所 地域総務課 (TEL：0250-25-5670)
 URL：http://www.city.niigata.lg.jp/smph/iryo/kenko/yobou_kansen/kansen/covid-19/zigyousyashien/shouhikanki/bento.html

退職後のゆとりある生活のために 小規模企業共済

小規模企業共済制度とは個人事業主が廃業した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。

- 掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。
- 共済金は、退職所得扱いまたは公的年金等の雑所得扱い
 掛金は月額1,000円～70,000円までで加入後増額・減額ができます。

◎加入につきましては新津商工会議所まで。 <担当：宮村・柳>

消費税の「総額表示」の義務付けについて

「総額表示」とは、消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者が、値札やチラシなどにおいて、あらかじめその取引価格を表示する際に、消費税額(地方消費税額を含みます。)を含めた価格を表示することをいいます。

<対象>
 消費者に対して、商品の販売、役務の提供などを行う場合、いわゆる小売段階の価格表示をするときには総額表示が義務付けられます。
 (事業者間での取引は総額表示義務の対象とはなりません)

<税込価格11,000円の具体例>

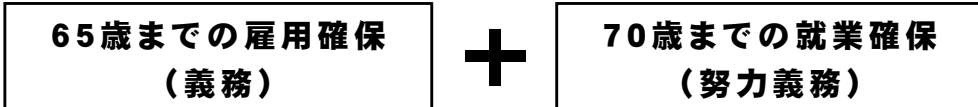
11,000円	11,000円 (うち消費税額等1,000円)
11,000円(税込)	11,000円 (税抜価格10,000円、消費税額等1,000円)
11,000円(税抜価格10,000円)	10,000円(税込11,000円)

※支払総額である「11,000円」が表示されていればよく、「消費税額等」や「税抜価格」が表示されていても構いません。



国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6902.htm>

改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます



70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことに伴い、再就職援助措置・多数離職届等の対象が追加されます。

- <対象となる事業主>**
- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
 - ・65歳までの継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く)を導入している事業主
- <対象となる措置>**
- 次の(1)～(5)のいずれかの措置(高年齢者就業確保措置)を講じるよう努める必要があります。
- (1)70歳までの定年引き上げ
 - (2)定年制の廃止
 - (3)70歳までの継続雇用
 - ※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む
 - (4)70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
 - (5)70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b.事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業
- ※(4)、(5)については過半数組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります。
- 【お問い合わせ先】
 新津公共職業安定所 (TEL:0250-22-2233) 又は、当所まで。